

一般社団法人
災害支援 ONE TEAM
定 款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人災害支援ONE TEAMと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県天理市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 災害により被災された方々の生活支援、被災地の復旧・復興の支援活動を行う。災害直後の物資の配布、被災家屋等の応急処置を中心とした活動を行いながら、被災地での聞き取り調査を元に被災地域に適した支援活動を行う。関係団体と連携するなど、災害ボランティアの集約等を行い、被災地域の効率的な復興活動に寄与することを目的とする。

先災地で得た支援活動のノウハウを集約し、その後の被災地で活用するとともに、関係各所へ効率的な復旧作業の提言を行うなど、被災者を第一に考えた活動を行うものとする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 自然災害発生時の被災者緊急支援事業
2. 上記活動のための災害ボランティアの募集、派遣事業
3. 災害ボランティアのトレーニング事業
4. 防災・復興人材育成と人的ネットワークの形成に関する事業
5. 災害ボランティア活動時のノウハウの蓄積、継承事業
6. 被災地支援活動の経験、実態の周知活動
7. 支援活動の標準化
8. 標準化した内容の政策提言
9. 前項各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を促進する個人、法人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人を賛助するため入会した個人、法人及び団体。
- (3) ボランティア会員 災害救援活動に参加する各種専門家及び調査員。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。賛助会員及び、ボランティア会員については別途理事会で定めた規約に準ずる。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎月、正会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 正会員は別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 当正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条 総社員のうち10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事1名以上
- (2) 代表理事1名

(役員の選任)

第21条 理事及は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年8月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第33条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	南岡俊文
設立時理事	中谷匡浩
設立時代表理事	南岡俊文

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。